

糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請の手続きについて

1 事前協議（都市計画課の窓口へお越しく下さい）

必ず事前協議を行い、制度内容、対象要件や必要書類の確認を行ってください。

2 申請（1部提出してください）

①様式第1号 糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書

②登記事項証明書（全部事項証明）

③建築完了検査済証 ④耐震診断結果報告書の写し ⑤耐震補強計画書

⑥性能向上改修工事費または撤去工事費概算見積書 ⑦住民票（居住者分）

⑧市税に滞納がないことの証明書

※住居併用住宅の場合：建物図面

※申請者が所有者以外の場合：賃貸契約書等と居住予定者の住民票

※申請者が法人の場合：役員名簿(全員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別)

※申請者が所有者以外の場合：所有者の同意書及び印鑑証明、賃貸借契約等

●注意事項

申請前に工事の契約や着手をされた場合は、補助対象となりません。

3 中間検査

中間検査を行います。交付決定後、日程の打合せをさせていただきます。

工事箇所の施工前の写真の提出をお願いします。

4 変更・中止（工事の変更や中止がある場合）

①様式第3号 糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金変更・中止承認申請書

②変更または中止を説明するための書類を添付

5 完了報告（工事完了後、1部提出してください）

①様式第5号 糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書

②施工写真（施工前、施工中、施工後の各写真）※補助対象工事に係る全ての施工箇所が必要

③工事契約書の写し

④工事請求書の写し

6 請求（補助金額の確定後、1部提出してください）

①様式第7号 糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書

（振込先には、申請者が口座名義人の口座を記載してください）

7 その他

○耐震診断：一般財団法人福岡県建築住宅センター

電話：582-8061 HP (<http://www.fkjc.or.jp/sumai/advice/taishin.html>)

○固定資産税減額：糸島市税務課(住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置)

電話：332-2094 HP(<http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/11/kaoku2.html>)

○所得税控除：西福岡税務署(耐震改修工事をした場合(住宅耐震改修特別控除))

電話：843-6211 国税庁 HP (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1222.htm>)

○登記簿謄本：福岡法務局西新出張所 電話：843-6211 住所：福岡市早良区祖原 14 番 15 号

○建築確認申請関係：福岡県土整備事務所建築指導課

電話：641-0169 住所：福岡市東区箱崎一丁目 18 番 1 号粕屋総合庁舎 3階